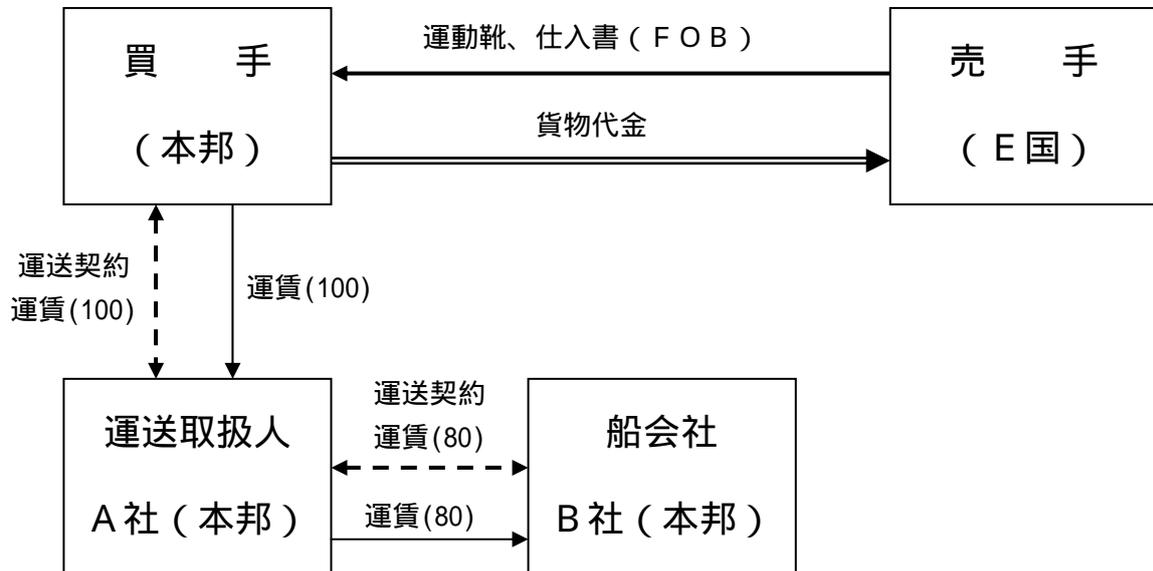


22. 運送取扱人に支払う運賃



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で運動靴を購入（輸入）します。

当社は、運送取扱人であるA社と運送契約を締結し、この契約に基づき輸入貨物の運賃(100)をA社に支払っています。また、A社は、船会社であるB社と運送契約を締結し、この契約に基づき運賃(80)をB社に支払っています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払った運賃の額(100)又はA社がB社に支払った運賃の額(80)のどちらの金額が輸入貨物の運賃として現実支払価格に加算されますか。

【回答要旨】

上記の取引において、A社がB社に支払った運賃の額(80)でなく、貴社が運送取扱人であるA社に支払う運賃の額(100)が、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」として現実支払価格に加算されます。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

上記の取引において、貴社が運送取扱人であるA社に支払う運賃(100)が輸入貨物の運送の対価として最終的に支払われる費用であるので、A社がB社に支払う運賃の額(80)でなく、貴社がA社に支払う運賃の額(100)が現実支払価格に加算されます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ、(6)ロ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)